



<p><b>必要書類</b></p>	<p><b>【日本側】</b> ①パスポートコピー ②VISAコピー(日本若しくは現地) ③旅程表(Eチケットコピー) ④申込書</p> <p><b>【現地側】お客様が日本国籍の場合</b> ①パスポート原本 ②パッキングリスト(弊社で作成させて頂きま ③日本出国スタンプコピー ④滞在許可証 ⑤労働許可証 ⑥輸入通関委任状 ⑦航空券の半券(原本またはカラーPDF)等 ※引越荷物の輸入が認められるのは原則1年以上の滞在許可証・労働許可証保持者です。 (360日の滞在許可証や11ヶ月の労働許可証では現在輸送不可となります) ※免税での通関期間として滞在許可証取得後3ヶ月以内に輸入する必要があります。 ※入国から3カ月以上経過後の輸入通関、2便目の輸送は現状輸送不可となります。 ※必ず書類の取得タイミング、有効期限を弊社営業までお知らせ下さい。</p>
<p><b>お運び出来ない品</b></p>	<p>貴重品(現金・通帳・有価証券・宝石類等) 動植物(土の付いた物・種子) 危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等)</p>
<p><b>輸入禁止規制品</b></p>	<p>拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物(模造刀・模造拳銃含む) 商標権や特許権・著作権の権利侵害物品 麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物 ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等) ワシントン条約該当品目、車輛、機械類 植物(種も含む) 中国語の出版物、中国の薬 食品・アルコール・調味料等 食物全般 規制:タバコ・ビデオテープ・DVDソフト・書籍・使い捨てコンタクトレンズ・家庭用常備薬</p>
<p><b>ご注意</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品に関しましては、全て新品とみなされ高額な課税が発生します。原則として、弊社ではお引取をお断りさせて頂いております。</li> <li>・インドネシアの文化的な価値観により週刊誌のグラビアページがポルノと判断されたケースがあり、日本的には問題ない物でもポルノと判断される場合が御座いますのでご注意下さい。</li> <li>・新品は課税若しくはU/Tが発生しますので、新品はパッケージから出しておいて下さい。日本ではごく普通に流通しているものでも、インドネシアで販売していないもの、税関員が初めてみるもの(特に電化製品や五月人形、ひな人形、ブランド物等)には高額な税金が課せられます。</li> <li>ゴルフバッグは新品(USEDでも綺麗な状態では新品とみなされます)ですと高額な課税が発生します。</li> </ul>
<p><b>お預かりについて</b></p>	<p>基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせて頂きます。 お客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けます様お願い致します。 家電製品はメーカー、品番、シリアルNoの記載が必要ですのでスタッフに梱包をお任せ下さい。</p>
<p><b>船積みについて</b></p>	<p>書類が揃い次第船積みをさせて頂きます。 事前に書類の確認をさせて頂きますので、書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。 書類の確認が出来次第、船の予約→船積みをさせて頂きます。</p>
<p><b>現地通関について</b></p>	<p>お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせて頂きます。 (現地代理店につきましては船積み頃にご案内させて頂きます。)</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>通関事情は急遽変更になる場合が御座いますので、都度営業よりご案内させて頂きます。 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。 新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。</p>

ご不明な点やご質問が御座いましたら、  
お気軽に下記フリーダイヤルか  
メールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

